

第2号様式（第6条関係）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都葛飾区

葛 健 地 第 号
令和 年 月 日

様

葛飾区長 青木 克徳

葛飾区非常用蓄電池等購入費助成金交付決定通知書

令和 年 月 日に申請及び請求のあった標記助成金につきまして、審査の結果、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

助成金額 金 円

振込予定日：本通知が届いてから2週間～3週間後に指定の口座に振り込みます。

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の訴えを提訴することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することが認められる場合があります。